

令和3年余市町議会第1回定例会会議録（第3号）

開 議 午前10時00分
延 会 午後 1時48分

○招 集 年 月 日

令和3年3月4日（木曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 議

令和3年3月8日（月曜日）午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長	3番	中井寿夫
余市町議会副議長	17番	土屋美奈子
余市町議会議員	1番	野呂栄二
〃	2番	吉田豊
〃	4番	藤野博三
〃	5番	内海博一
〃	6番	庄巖龍
〃	8番	白川栄美子
〃	9番	寺田進
〃	10番	彫谷吉英
〃	11番	茅根英昭
〃	12番	近藤徹哉
〃	14番	大物翔
〃	15番	中谷栄利
〃	16番	山本正行
〃	18番	岸本好且

○欠 席 議 員 （1名）

余市町議会議員 13番 安久 莊一郎

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	細 山 俊 樹
総 務 部 長	須 貝 達 哉
総 務 課 長	増 田 豊 実
財 政 課 長	高 橋 伸 明
民 生 部 長	上 村 友 成
保 険 課 長	中 島 豊
経 済 部 長	渡 辺 郁 尚
建 設 水 道 部 長	千 葉 雅 樹
下 水 道 課 長	北 島 貴 光
水 道 課 長	奈 良 論
教 育 委 員 会 教 育 長	前 坂 伸 也
教 育 部 長	中 村 利 美

○事務局職員出席者

事 務 局 長	杉 本 雅 純
主 幹	枝 村 潤
書 記	小 林 宥 斗

○議 事 日 程

令和3年度町政執行方針
令和3年度教育行政執行方針
第 1 議案第 1号 令和3年度余市町一
般会計予算
第 2 議案第 2号 令和3年度余市町介
護保険特別会計予算
第 3 議案第 3号 令和3年度余市町国

民健康保険特別会計予算

第 4 議案第 4 号 令和3年度余市町後
期高齢者医療特別会計予算

第 5 議案第 5 号 令和3年度余市町公
共下水道特別会計予算

第 6 議案第 6 号 令和3年度余市町水
道事業会計予算

開 議 午前10時00分

○議長（中井寿夫君） ただいまから令和3年余
市町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は15名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立
いたしました。

なお、安久議員は通院のため欠席、茅根議員は
通院のため午前中欠席の旨それぞれ届出がありま
したことをご報告申し上げます。

また、紺谷税務課長は入院のため今期定例会欠
席の旨届出があり、これを許可したことをご報告
申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程に従いまして、ただ
いまから令和3年度町政執行方針について齊藤町
長から説明されます。

齊藤町長の発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 令和3年度町政執行の基
本方針。

令和3年余市町議会第1回定例会において、町
政執行の基本方針と主要な諸施策並びに私の所信
を申し上げます。

町政の執行に当たりましては、議員各位をはじ
め町民の皆様より温かいご理解とご支援をいただ
き、心から感謝申し上げます。

全世界で猛威を振るっている新型コロナウイルス
感染症は、地域経済にも暗い影を落としています。
行きたい場所に行けない、会いたい人に会え

ないなど、あらゆる場面で行動が制限され、従来
の生活様式を続けることができない局面は、今後
も長期化することが見込まれています。

余市町は、感染拡大防止に取り組みながら、町
民の生活を最優先に守り、新しい生活様式への対
応を慫慂してきております。変化するものだけが
生き残る事ができる、まさにそのような時代が来
たことを身をもって実感しているところです。

社会全体のデジタル化などの変化を的確に捉
え、ウィズコロナを前提としながらアフターコロ
ナを見据えた施策を迅速かつ戦略的に推進してい
かなければなりません。

このような状況下で、令和3年度は、まずは新
型コロナウイルス感染症との闘い・克服を主要な
課題に設定し、ここに行政資源を投下する方針で
進めてまいります。

他方で、これまで行ってきた積極的な財務状況
の改善と町内の所得の向上に向けた取組は継続し
て行っており、令和3年度の町政執行に当たって
は、引き続きこれまでの3本の柱である、「1.
暮らし続けたいまちへ」、「2. 余市の魅力を確
かな価値へ」、「3. 共に創るまちへ」を政策の
基本とし、職員と一丸となって町民の負託に応え、
「わくわくするよいち」を全ての人が実感できる
ようなまちづくりの実現に向けて全力を尽くして
まいりますので、各位におかれましては特段のご
理解を賜りたいと存じます。

1. 暮らし続けたい町へ。

町民が安全・安心に暮らせる優しいまちづくり
を進めます。

生き生きと安心して暮らせるまちづくり。

社会インフラのしっかりとしたまちづくり。

災害に備えたまちづくり。

2. 余市の魅力を確かな価値へ。

余市の豊富な資源を生かし、その可能性と魅力
を引き出すまちづくりを進めます。

一次産業の強みを生かしたまちづくり。

魅力的な食資源を生かしたまちづくり。

余市ブランドの価値を向上させるまちづくり。

3. 共に創る町へ。

協働の理念の下、町民と行政が連携して歩むまちづくりを進めます。

町民と協働するまちづくり。

地域や民間などとの連携を積極的に進めるまちづくり。

効果的・効率的な行政運営を進めるまちづくり。

以上3本の柱を基に、余市町の明るい未来に向けて、町民がわくわくするようなまちづくりを進めるため、以下の諸施策を推進します。

令和3年度の主要施策。

1. 暮らし続けたい町へ。

子育て推進に関する施策。令和元年度に策定した「第2期余市町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、ニーズに応じた乳幼児期の教育・保育を推進し、子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業など、子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

また、幼児教育・保育の無償化による保育の需要等を注視するとともに、地域全体で子育てを支え、ゆとり・安心・楽しい子育てを実現すべく、子育てがしやすい環境の整備に努めます。

母子保健対策につきましては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、関係機関と連携を図りながら子育て世代包括支援センター機能の充実に努めます。

また、子供を持つ親の経済的負担と、不妊治療や不育症治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため医療助成を実施するとともに、周産期医療においては、北後志地域6市町村の連携の下、医療体制の充実に努めます。

児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応ができるよう「余市町要保護児童対策地域協議会」構成関係機関との連携を強化し、必要な対応を図るとともに、子供が健やかに成長できる地域社会の

構築に努めます。

保健に関する施策。町民が心身ともに健康で生き生きと暮らしていくためには、若い世代から健康に関心を持ち、食生活をはじめとする生活習慣の改善や心のケアができるよう健康づくりを進めていく必要があります。

まず、第一に新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に努めます。

他の、予防対策につきましては、感染症の拡大防止を図るため、定期予防接種対象者への勧奨とインフルエンザなどのワクチン接種に係る助成を継続します。

余市町は子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス感染症予防のため、公費によって接種できるワクチンの一つとしてHPVワクチンがあることを対象者へ積極的に情報提供することとします。

また、女性特有の乳がん検診や子宮頸がん検診につきましては、一定年齢の方々を対象とする検診料無料化を引き続き実施するとともに、30歳から45歳までのHPVワクチン非接種女性に対し、希望すればHPV検査キットを提供することとします。

成人保健対策につきましては、「余市町健康づくり計画」に基づき、栄養・食生活・運動など生活習慣全般の改善を図るため、関係団体と連携し健康教室の開催や健康相談を実施します。

自殺予防につきましては、令和元年度に策定した行動計画に基づき、自殺を防ぐための正しい知識の普及に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う様々なストレスや不安による自殺を予防するため、相談対応、相談先の周知等に努めます。

健康診査事業につきましては、各種健康診査に係る普及啓発や受診勧奨を強化し、糖尿病をはじめとする生活習慣病の重症化予防に努めます。

また、後期高齢者健康診査においては、保健事

業と介護予防の一体的な実施に向けて、フレイル予防に着目した内容で実施します。

地域福祉に関する施策。地域福祉につきましては、令和元年度に設置した、福祉・保険に関するワンストップ窓口の特性を生かした住民サービスの向上に努めます。

また、少子高齢化・核家族化の進展により、家族機能や共に支え合う地域機能の維持に向け共助の再構築に努めるとともに、地域福祉の中核を担う社会福祉協議会への支援を行います。

人生100年時代が到来する中、高齢者の経験や知恵は地域にとっての財産です。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営み、安心して暮らすことができるよう、ボランティア等の地域資源を有効かつ効果的に活用します。

単身高齢者や認知症高齢者への支援につきましては、本年度から始まる「第8期余市町高齢者保健福祉計画・余市町介護保険事業計画」に基づき、地域の包括的な支援・サービスを提供する地域包括ケアシステムの充実に努めます。

要支援者につきましては、民生委員の協力の下継続した情報更新に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、地域ぐるみできめ細やかな見守り活動や緊急時の速やかな支援体制の構築に努めます。

また、権利の擁護や社会問題となっている虐待の防止についても継続して取り組みます。

障害者福祉に関する施策。障害のある人もない人も、互いに支え合い地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下、住み慣れた地域で自分らしく生活を送ることができる社会を目指した、「余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び余市町障がい児福祉計画」に基づき、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活を送ることができる社会や、やりがいを感じながら、地域でその能力を発揮で

きるような障害福祉施策の実現を目指すとともに、発達の遅れや障害のある子供に対するサービス提供体制の充実と、北後志母子通園センターを中核とする児童発達支援センター機能の拡充に努めます。

交通安全に関する施策。交通安全対策につきましては、「高齢者事故防止」、「飲酒運転根絶」、「スピードダウン」、「シートベルト全席着用」、「自転車安全利用」、「居眠り運転防止」、「デイ・ライト」「ながら運転の根絶」を重点目標とし、交通安全指導員による交通指導をはじめ、町民への啓発などを積極的に実施し、一人一人の交通安全意識を高めるとともに、関係機関と連携を図りながら、交通事故防止に努めます。

消費者保護に関する施策。生活環境が複雑化する現代社会において、巧妙な悪質商法や特殊詐欺などによるトラブルに巻き込まれるケースも多く、年齢に関係なく幅広い消費者保護に関する取組が重要となっています。

このため、消費者被害の未然防止や、消費生活相談の窓口である北後志6市町村で開設している「小樽・北しりべし消費者センター」の活用について、広く町民へ周知を図り、安全・安心な暮らしの確保に努めます。

国民年金に関する施策。国民年金事業につきましては、年金に関する各種届出や保険料の免除・猶予申請、受給請求などの手続について適切に対応するとともに各種年金制度の周知、相談業務を実施します。

環境に関する施策。環境対策につきましては、余市川流域及び町内河川の水質調査や悪臭、騒音などの各種調査・測定を引き続き実施し、地域の環境保全に努めるとともに、地球温暖化対策として、区会防犯灯のLED化促進に向け、更新などに係る工事費や街灯料に対する助成など、温室効果ガスの削減に向けた取組を進めます。

町営斎場につきましては、早期供用開始に向け

た取組を継続していきます。

一般廃棄物処理に関する施策。一般廃棄物の処理対策につきましては、分別方法等の周知に継続して取り組み、町民の協力の下、ごみ減量化と資源のリサイクル化に努めるとともに、自らごみステーションまで搬出することが困難な高齢者等に対する支援として、安否確認にもつながる「ふれあい収集」を継続します。

また、公共下水道が整備されていない地域を対象とした、合併処理浄化槽設置に対する助成を引き続き実施します。

労働に関する施策。労働対策につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による雇用環境への影響を注視し、各種支援制度の周知に努めるとともに、労働環境の改善、雇用の場の確保等に係る中小企業者等の取組に対し、関係機関と連携を図りながら支援に努めます。

また、季節労働者の通年雇用の促進を図るため、通年雇用促進支援事業を推進します。

教育・文化芸術活動とスポーツの振興に関する施策。急速に進む人口減少や少子高齢化、国際化の進展、ICT技術の急速な拡大などが社会の様々な領域に変化をもたらす中、本町の未来を担う人材を育てるとともに生きがいとゆとりある人生を過ごすための生涯学習への取組は重要な政策です。

学校教育につきましては、子供たちが、基礎・基本となる知識や技能をしっかりと身につけるとともに、個性や能力を伸ばし、社会や世界に向き合い関わり合うための、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことができるよう教育課程に基づいた組織的・継続的な教育活動を推進します。

学校施設につきましては、子供たちが安全・安心に学ぶことができる教育環境の充実を図るとともに適切な維持管理に努めます。

社会教育につきましては、町民が豊かで潤いのある地域づくりへと進展していく契機となるよう

な学びの場の充実を図り、新たな発想や創造につながる学習機会の提供に努めます。

図書館につきましては、学校図書館やボランティアとの連携を図りながら読書普及活動を推進していくとともに、電子図書館の導入により、利用者サービスの拡充に努めます。

文化財につきましては、地域の歴史や伝統文化を後世に伝えるために、文化財施設の適切な保存と管理を図りながら、郷土の歴史について学び、体験する場として、展示や教育普及活動に努めます。

スポーツの振興につきましては、競技スポーツの振興はもとより、町民が生涯にわたり気軽にスポーツに親しむ環境づくりを進めるとともに、スポーツ関係団体と連携し、町民の健康の維持・増進が効果的に図られるよう努めます。

道路に関する施策。国道229号の電線共同溝工事の事業促進について関係機関に要望します。

町道につきましては、橋梁の「長寿命化修繕計画」に基づく補修事業や道路ストック総点検調査事業による補修工事を実施するとともに、計画的な舗装と側溝の整備を進め安全・安心で円滑な通行の確保に努めます。

冬期間における道路維持につきましては、地域の方々の理解と協力をいただきながら、「余市町冬を快適に過ごす条例」の趣旨に沿った効果的な除排雪に努めるとともに、除排雪車両機械の計画的な更新を図り、即応体制の確立と機動力の向上に努めます。流融雪溝につきましては、関係機関・団体との連携により万全な維持管理に努めます。

また、後志自動車道小樽ジャンクションのフル化の早期完成や、町道黒川町中通り2号線などの道道昇格による整備を強く要望するとともに、国道5号倶知安余市道路の開通を見据えた市街地道路網の整備について広く関係機関と協議、検討を進めます。

河川に関する施策。余市川につきましては、河

川の環境保全を、ヌッチ川やフゴッペ川などの治水対策につきましては、自然環境に配慮した事業の計画的推進を引き続き関係機関に要望します。

町管理河川につきましては、河川愛護組合をはじめ、地域の方々の協力をいただきながら、治水対策や維持管理に努めます。

港湾・海岸保全に関する施策。余市港湾につきましては、港湾利用者と協議しながら、維持保全に努めます。

海岸保全事業につきましては、施設の維持管理に努めるとともに、栄町地区の越波、侵食対策についても関係機関に要望します。

公園事業に関する施策。都市公園につきましては、町民が安心して利用できるよう、施設の維持管理、安全対策、環境整備に努め、地域の方々の触れ合いの場、憩いの場として、利用促進を図ります。

また、老朽化が進んでいる遊具の更新を図るとともに、公園施設の劣化や破損状況の点検・確認を行い、公園利用者の安全・安心の確保に努めます。

公営住宅に関する施策。公営住宅につきましては、令和元年度に見直しを行った「余市町公営住宅等長寿命化計画」の実施方針に基づき、適切な維持管理に努めるとともに、共栄団地の屋根・外壁改修工事設計業務及び山田団地屋根改修工事設計業務を実施するとともに、維持修繕を行い快適な住環境の整備に向けた取組を進めます。

住宅に関する施策。本町への移住・定住を目的とした住宅取得等支援補助金制度を継続するとともに、宅地取引の拡大と住宅建設の増加による町内経済の活性化や定住化に努めます。

また、空家住宅除却費補助制度を継続し、良好な住環境の形成に努めます。

まほろばの郷地区に関する施策。まほろばの郷地区につきましては、土地区画整理事業により整備された区域内における宅地の販売促進に向けた

支援に努めるとともに、良好な市街地形成の先導的な役割を果たすエリアとして、既存ストックを生かした地域づくりを進めます。

地域公共交通の活性化と再生に関する施策。人口減少、少子高齢化の進展により、公共交通事業を取り巻く環境は厳しさを増し、いわゆる交通弱者の方々への交通手段の確保は重要な課題となっています。

令和元年度に策定した「余市町地域公共交通網形成計画」に基づき、地域に合った効果的・効率的な地域公共交通の確立に向け、持続可能な公共交通網の在り方について検討します。

防災に関する施策。防災マネジャーを中心として、地域の防災力の向上を図るべく、スーパー防災都市創造プロジェクト参加自治体などとも協力し、防災の課題整理を行ってまいります。また、近年の異常気象が、各地に甚大な被害をもたらしている状況にあることから、災害対策基本法等の法令改正や国の防災基本計画などの見直しを踏まえ、関係機関と密接な連携を図りながら、「余市町地域防災計画」の見直しと防災対策の整備を引き続き進めます。

災害時における情報伝達手段の確保につきましては、最新の技術の状況を踏まえつつ、効果的で効率的な情報伝達手段の整備に向け、引き続き検討を行います。

災害の被害を最小限にとどめるためには、日頃からの災害に対する備えが大切であることから、防災学習会などを通して区会や学校など地域との連携を図るとともに、防災に関する知識の普及啓発を行います。

また、避難所における備品など、防災資機材の整備を計画的に進めるとともに、土砂災害対策につきましては、北海道と連携して土砂災害警戒区域などの早期指定と避難体制の整備を進めます。

原子力防災につきましては、福島第一原子力発電所事故の対応や原子力災害の特殊性を踏まえ、

国、北海道、関係市町村と連携し、引き続き必要となる防災対策の整備を進めます。

2. 余市の魅力を確かな価値へ。

農業に関する施策。強い農業を支える各種施策の展開が重要であることから、余市町農業振興協議会をはじめとする関係会議における協議を重ねながら、新型コロナウイルス感染症収束後の全国の消費需要拡大も見据え、農業の振興を図ります。

まず第一に、今後の果樹の収益性向上を見据え、ブドウについては、「シャインマスカット」または「ヴィニフェラ種」の「醸造用ブドウ」への改植を慫慂していきます。

他の果樹につきましては、「余市町果樹産地構造改革計画」に基づき、優良品種への転換や圃場整備への支援を行い、より一層の安定生産を進めます。

本町の果樹栽培の歴史を築いてきた「リンゴ」栽培の振興を進め、「醸造用ブドウ」栽培については、世界的に人気の高い品種への更新を促進しながら「ワイン」のブランド化に向けた取組を進めます。

野菜につきましては、ハウス栽培による高品質で収益性の高い農作物の安定生産を図るため、栽培施設の資材導入などへの支援を行うとともに、栽培技術の確立と販路拡大などに向けた流通対策の推進に努めます。

安全・安心な農産物の生産につきましては、GAP認証に関する研究を進め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持・増進させ、環境との調和に配慮した安全・安心で品質の高い農産物の安定生産の確立を目指します。

優良農地の確保と保全につきましては、農地保有合理化学業などを活用し、効率的な農用地の利用促進に努めます。

新規就農者の募集や支援につきましては、関係機関で組織する「新規就農活動支援センター」に

よる取組を進めるとともに、農業次世代人材投資事業などを活用し、新規就農者の育成に努めます。

農村活性化センターにつきましては、農業学校や各種講座・サークル活動の充実を図るとともに、果樹を利用した体験学習などを通じた都市と農村の交流を進めます。

さらに、「地域おこし協力隊」に農業分野で活躍してもらう可能性も追求していきます。

また、六次産業化に向けた取組の場として、町内農業者による農産物の加工など、施設の有効活用を図ります。

市民農園につきましては、利用者に対する栽培技術講習会の開催や利用しやすい農園を目指した環境づくりに努め、利用者の拡大を図り、施設の有効活用と適正な維持管理に努めます。

園芸試験場につきましては、研究圃場としての機能向上を図るため、農業者や研究機関の意見を適切に反映させ、新品種の適応試験や栽培技術の研究などの利活用を推進するとともに、各種委託試験の栽培管理を行うなど、有効な調査研究に努めます。

有害鳥獣対策につきましては、北海道猟友会余市支部の協力を得て、カラス・ヒグマ・エゾシカ・キツネの捕獲・駆除を実施するとともに、特定外来生物に指定されているアライグマの駆除についても引き続き実施します。

また、耕作地への有害鳥獣侵入を防止するための電気柵の設置及びアライグマの駆除を目的とした箱わなの購入など、生産者自らが行う自己防衛対策を支援します。

林業に関する施策。林業につきましては、国からの森林環境譲与税の有効活用を図るとともに、「余市町森林整備計画」に基づき森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されるよう、民有林においては森林整備地域活動支援事業や未来につなぐ森づくり推進事業を継続的に実施し、適切な森林施業の推進と管理に努めます。

また、町有林においては、豊丘水源涵養保安林などの保全と機能の回復を図るため、間伐などの保育事業や野そ駆除事業を計画的に実施し、継続的な町有林の適正管理・森林機能の維持保全に努めます。

漁業・水産加工業に関する施策。漁業の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症収束後の全国の消費需要拡大も見据えながら、浅海増殖事業、淡水増殖事業とともに、将来的な養殖事業の定着化に向けて二枚貝の養殖試験を支援し、水産業の収益性向上と、資源の持続的な利用の確保に向けた取組の強化を図ります。

磯焼け対策につきましては、北海道や中央水産試験場をはじめとした関係機関との連携を密にし、有効な対策の取組に努めます。

トド被害防止対策につきましては、「余市町鳥獣被害防止計画」に基づき、余市郡漁業協同組合が実施する被害防止対策への継続的な支援に努めるとともに、さらなる有効対策の実施を国及び北海道に対して強く要請します。

水産加工業の振興につきましては、各種イベントなどを通して水産加工品のPRに努め、消費拡大とブランド力向上を目指すとともに、多様化する消費者ニーズの把握に努め、関係機関・団体などと情報の共有を図り、商品開発の推進を支援します。

余市フィッシャリーナにつきましては、関係機関と連携し海難事故の防止に努めるとともに、漁業者との十分な調整を図り、利用者へ安全な海洋レクリエーションの提供に努めます。

六次産業化に関する施策。六次産業化の推進につきましては、「地元農水産物を活かした加工・販売・流通の一体的つながりによる産業振興」を目指し、関係団体と連携した取組を進めます。

また、「余市」という地域ブランドを確立するため、農水産物加工品のPR強化に努めます。

ワインに関する取組につきましては、ワインの

基礎知識の普及を図り、ワインへの興味、関心を高め、余市産ブドウを原料としたワインとワイン産地としての本町の魅力をPRし、ワイン産業のブランド力向上に努めます。

また、ワイン特区やビンヤード景観、道内最大の生産量を誇るワインブドウ産地という優位性を生かしたワインツーリズムやPR活動を広域連携で進め、観光振興を含めた六次産業化の推進を図ります。

商工業に関する施策。商工業の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による地域経済への影響を注視し、余市商工会議所及び中小企業相談所への助成措置を継続し、余市町中小企業振興条例に基づく中小企業者等への融資及び保証料助成などの支援とともに、設備投資、商品開発、販路拡大、創業支援等の促進に努め事業の継続、経済基盤安定化を支援します。

商店街の活性化対策としては、空き店舗などを活用した起業支援や既存店舗の改修支援など、余市商工会議所や余市商店街連合会と連携しながら各種支援を実施します。

観光に関する施策。観光振興につきましては、コロナ禍の状況を見据え、ウィズコロナ、アフターコロナに向けた観光客誘致と観光事業者への支援、事業活性化の取組を一般社団法人余市観光協会と連携して進めます。

また、本町の自然や産業などの観光資源を活用した体験型観光の定着化を図り、交流人口の増加に取り組むとともに、民泊などを活用した滞在型観光の推進や観光入り込み客数が減少する冬期間の観光推進に向けた取組を展開し、年間を通じて魅力ある観光地づくりに努めます。

後志自動車道の開通により、今後も後志のゲートウエーとして、様々な開通効果が期待されることとあり、後志圏域町村との連携を強化し、観光消費拡大に向けた取組を進めます。

道の駅につきましては、広域観光や産業振興の

拠点となる魅力的な道の駅の再編整備に向けて用地の確定及び埋蔵文化財の試掘調査等各種調査の実施、さらには道の駅に配置すべき機能に関する具体的な検討を進めます。

観光物産センターにつきましては、指定管理者と連携し、施設のさらなる活用の検討、地場製品のPRや観光情報の提供に努めるとともに、利用しやすい環境づくりに努めます。

農道離着陸場につきましては、スカイスポーツ等の体験型観光やイベントなど、より一層の多面的利用の促進を図ります。

ふるさと応援寄附に関する施策。ふるさと納税は有効な財源確保の手段として引き続き積極的に活用していきます。余市町のまちづくりを応援してくださる方々に、より興味と親近感を持っていただけるよう、本町ならではの特産品や体験プログラム等の返礼品の充実を図り、町内経済の活性化につなげていきます。

地域おこし協力隊に関する施策。余市町の地域おこし活動を促進するため、自らの能力ややる気で本町の発展に貢献したいとの思いのある都市部の人材を、地域おこし協力隊員として受け入れ、観光や産業振興などの分野で地域の活性化を推進します。

地方創生に関する施策。人口減少による地域経済の縮小や地域社会の存続が危ぶまれる中、「第2期余市町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく各種施策を推進し、本町の強みを生かした産業振興や人の流れの創出を図り、人口減少の抑制に努めます。

宇宙記念館に関する施策。余市宇宙記念館につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組に努め、安全・安心な施設環境の下、宇宙開発や天体、自然、地球環境などの学習の場として、展示資料や映像資料の展示方法などの改善工夫はもとより、児童生徒を対象にした「おもしろ宇宙教室」などの実験、体験も取り入れた各種講

座や教室を実施するとともに、独自の企画による特別展を開催して、特色ある事業展開に努めます。

また、一般観覧期間の終了後は、貸し館による施設、設備の有効活用を積極的に推進します。

運営に当たっては、余市宇宙記念館利用促進懇談会を通して、町民や教育関係者の意見や要望を伺いながらの運営に努めます。

3. 共に創る町へ。

町民と行政の連携に関する施策。町民との対話の仕組みを確立し、区会や余市町民自治推進委員会などを通じ、町民と行政が連携して歩むまちづくりに努めます。

区会や各種ボランティア団体の自主的な活動は、「第4次余市町総合計画」の基本目標の一つであり、「町民と行政が連携して歩むまち」の実現にはなくてはならない大きな「力」として、町民の自主的な活動がさらに活発に展開されるよう、社会福祉協議会とも連携しながら各団体への支援や活動の場の提供に努めます。

また、町職員が地域と行政のパイプ役となる「地域連絡員制度」を活用し、町民と行政が共に協力し合う地域づくりを推進します。

情報の共有に関する施策。町民参加のまちづくりを推進していく上で、情報公開と情報共有は、大変重要です。

情報の発信では、広報よいちの紙面の充実を図るとともに、ホームページや公式LINEを活用し、迅速で分かりやすい情報の発信に努めます。

また、町政への意見・要望の募集やホームページ内のお問合せメール等により、町民の声を聞くとともに、区会を通じた懇談会や各種説明会において、町民との意見交換を図りながら、情報公開の推進と情報の共有に努めます。

効果的な広域行政の推進に関する施策。広域行政の推進につきましては、後志自動車道が開通し、広域行政への波及効果も見込まれる中、今後も広域交通体系の整備について、国道5号俱知安余市

道路の早期完成、さらには鉄道路線の存続など、関係市町村などと十分協議・連携を図りながら、関係機関に対する積極的な要請活動を推進します。

また、後志総合開発期成会などを通して、広域的な課題解決の取組を進めるとともに、北しりべし定住自立圏における市町村間の広域連携や一部事務組合、広域連合などについても効果的・効率的な広域行政を進めます。

地域間交流に関する施策。地域間交流につきましては、親善交流都市である福島県会津若松市との歴史的つながりや地域間の交流事業を浸透させるための取組により、両市町の友好関係の充実を図ります。本年度においては、会津藩士入植150周年を記念した事業を実施することにより、青少年の両市町の歴史学習を通じ郷土への理解を深めます。

また、交流都市である奈良県五條市との交流につきましては、農業実習生受入れや経済交流などの交流事業を進めます。

官民協働に関する施策。包括連携協定を締結した民間企業との協働事業や地方創生応援税制による企業からの寄附、また、民間の力を活用しながら課題解決へと導く取組を進めます。

また、地域資源や地域特性を様々な形で発信・活用した企業誘致活動を進めます。

行財政に関する施策。本町の歳入は、約7割が依存財源で占める構造となっており、経常収支比率も高く硬直化している状況から新たな歳入確保に向けた取組の強化に努めるとともに、各種補助制度の積極的な活用を図ります。

歳出においても、限られた財源の効率的な配分を図るとともに将来への備えを考慮しながら、今後も引き続き持続可能な財政基盤の確立を念頭に、財政健全化に努めます。

このような財政状況において、重要な自主財源である町税につきましては、適正な申告指導や課

税客体の把握を行い、公平・公正な課税に努めるとともに、クレジット納付や口座振替納税、さらには昨年度より対象税目を拡充したコンビニ納付等の納税環境について、利便性の向上とさらなる周知に努め、収納率の向上、納期内納付の定着化を推進し確実な財源の確保に努めます。

また、税負担の公平性を確保するため、個別案件の整理・分析に努め、適正な滞納整理を実施するとともに、税外収入についても、コンビニ納付の円滑な運用を進めるなど、収納率向上に努めます。

財政状況につきましては、広報よいちやホームページを活用し、分かりやすい情報の提供に努めます。

行政改革に関する施策。将来の人口減少を見据えた中で、高度化・多様化するニーズに的確に対応できる組織体制の構築に取り組むとともに、ICTやDXの先端技術の活用を検討し、行政事務の改革を進めます。

職員の資質向上に関する施策。職員は、自治体職員であることを常に自覚し、町民の視点に立ち、公正な立場で誠実に職務を遂行するとともに、コンプライアンスに対する意識向上や自己研さんを図るため、各種研修機会の充実、自己申告制度、人事交流、人事評価制度などによる職員の意識改革に積極的に取り組み、組織の活性化と職員の資質向上に努めます。

特別会計。

1. 介護保険特別会計。

介護保険制度につきましては、本年度から始まる「第8期余市町高齢者保健福祉計画・余市町介護保険事業計画」に基づき事業運営を行います。

介護を必要とする方やその家族が安心して暮らすことができるよう、自立生活の支援を基本とした効果的・効率的な介護サービスの提供や財源の安定確保を図るなど介護保険事業の円滑な運営に努めます。

また、地域支援事業については、地域包括支援センターや在宅介護支援センターと連携し包括的支援事業を実施することで、地域における支え合い体制の構築や介護予防・日常生活支援総合事業の実施、さらには、介護支援ボランティアポイント事業をはじめ、「地域まるごと元気アッププログラム」や「ふまねっと教室」等の介護予防教室の充実を図り、ウィズコロナを見据えた総合的な介護予防施策の実施に努めるとともに、国の「新オレンジプラン」に基づき、認知症初期集中支援チームによる認知症の早期診断や早期対応など、認知症の方や介護する家族の方などを地域で支えるための各種施策を推進します。

2. 国民健康保険特別会計。

国民健康保険制度につきましては、財政運営の責任主体である北海道と市町村が一体となって運営を行っています。

近年、被保険者の高齢化に伴い医療費が増加傾向になるなど、依然として厳しい運営状況となっていますが、北海道と連携を図りながら国民健康保険事業の健全な運営に努めるとともに、引き続き、医療費の適正化と国民健康保険税をはじめとする各種財源の確保に努めます。

3. 後期高齢者医療特別会計。

後期高齢者医療制度につきましては、北海道内の全市町村で構成する北海道後期高齢者医療広域連合により運営を行っています。

高齢者が安心して必要な医療を受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら制度の円滑な運用と適正な執行に努めます。

4. 公共下水道特別会計。

下水道は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的として事業の推進を図っています。

本年度の主な事業につきましては、管渠建設工

事はもとより、「ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設における設備の更新工事を実施し、下水処理場をはじめ各施設の適正な維持管理に努めます。

また、余市町公共下水道事業における全体計画の見直しによる事業計画の変更並びに下水道中期ビジョンを見直し、地方公営企業法の適用に向け公営企業会計移行業務に取り組むとともに、前年に引き続き、し尿・浄化槽汚泥を下水処理場にて受入れ及び前処理するための実施設計（詳細）業務を実施します。

今後とも、快適な生活環境の確保と水環境の保全を図り、さらには水洗化率向上に向け未接続の方々に対する公共下水道事業の普及啓発により水洗化の普及促進に努め、自主財源の適正な確保と経営の効率化、安定化を図るとともに、近隣町村との広域化・共同化を図り、下水処理場の有効利用に努めます。

企業会計。

水道事業会計。

水道は町民の日常生活を維持し、経済活動を支える重要なライフラインであり、安全・安心な水を常に安定的に供給することを基本責務として事業の推進を図っています。

本年度の主な事業につきましては、昨年に引き続き震災時に重要な給水施設となる避難所や病院などへの配水管路の耐震化を進めるほか、水道法改正に伴う水道施設台帳の整備を進め、水道施設の強靱化を図ります。

一方、水道事業の経営状況につきましては、人口減少に伴い財政状況は厳しい見込みとなりますが、中長期的な収支計画により水道ビジョンを見直し、経営の効率化に努めます。

今後とも水道事業の基本責務を踏まえ、安全・安心を未来につなぐ水道事業の運営に努めます。

結び。以上、令和3年度における町政執行の基本的な考えと、その政策の概要を申し上げます。

余市町の将来をしっかりと見据え、その可能性を引き出し、全ての人々が「わくわくするよいち」を実感できるようなまちづくりを目指し、職員と一丸となって町政運営に取り組んでまいります。

議会議員各位並びに町民皆様の特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 町長の町政執行方針の説明が終わりました。

○議長（中井寿夫君） 続きまして、令和3年度教育行政執行方針について前坂教育長から説明されます。

前坂教育長の発言を許します。

○教育長（前坂伸也君） 令和3年度教育行政執行方針。

I、初めに。

令和3年第1回定例会の開会に当たり、余市町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、新型コロナウイルスの感染拡大など先行きが不透明な「予測困難な時代」を迎えており、さらには、情報技術の発達により社会が大きく変化することが予想される中、地域の発展を支える人材を育成することが、教育の重要な役割です。

教育の根幹は、「人づくり」であり、本町の未来を担う人材を育て、新しい時代を切り開く基盤です。一人一人が地域社会の一員として互いに尊重・協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の作り手となることができるようにすることが必要です。

II、基本方針。

学校教育では、子供たちに基礎・基本となる知識や技能を身につけさせるとともに、個性や能力を最大限伸ばし、社会で生きる力を養い、豊かな心、健やかな体を育むことができるよう教育活動の充実に努めます。

また、学校・家庭・地域が連携・協力しながら、

様々な課題の解決に当たり、社会全体で子供たちを支える環境づくりに努め、子供たちの確かな成長をもたらす教育を推進します。

社会教育では、「第6次社会教育中期計画」に基づき、施設の効率的な運営や効果的な情報提供を図るとともに多様化、高度化したニーズに対応し、心豊かに健康な人生を送る学習機会の提供に努めます。

以下、余市町教育委員会として、7つの重点目標を掲げ、教育行政の充実と発展に取り組みます。

III、重点目標。

1. 生きる力、学ぶ意欲を育む学習指導の充実。

社会が大きく変化していく中で、子供たちが将来の目標を持ち、社会とのつながりを実感しながら自立し、たくましく生きていくためには、基礎的・基本的な知識や技能を習得し、それらを活用して課題を解決する力を育むこと重要です。

児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、課題の検証を行い、子供たちの学習意欲が高まるよう授業改善や学力向上の取組を推進するとともに、きめ細かな指導や支援の充実に努めます。

また、学校と家庭が互いに連携しながら、子供にとって望ましい生活習慣と学習習慣の確立に取り組みます。

学校生活や学習上で「困り感をもった児童生徒」や「通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒」に対して、引き続き、学習支援員等を配置し、きめ細かな教育活動に努めます。

これまでの学習指導とICT機器を組み合わせることで、児童生徒の主体的な学習活動や学習意欲、さらには思考力と判断力、課題解決力の育成を図ります。

外国語教育では、引き続き、外国語指導助手を各小中学校に配置し、「生きた英語」による児童生徒のコミュニケーション能力と国際感覚の養成に努めます。

特別支援教育につきましては、教職員全体の共

通理解の下各学校の特別支援教育コーディネーターを中心に関係機関と連携を図り、児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行うとともに、教育環境の整備に努めます。

学校だよりや教育活動の地域公開、学校評議員会や学校評価制度の運用、保護者や地域住民への情報提供を図り、学校運営協議会による地域に根差した教育活動の充実と小中学校の連携強化に努めます。

学校における働き方改革を推進し、教職員が児童生徒一人一人に向き合う時間をより多く確保することで、持続可能な学校運営体制の整備・充実に努めます。

さらには、教職員の各種研修会への参加を促進し、学校組織の活性化と教職員の指導力の向上に努めます。

2. 思いやりと自ら律する心を大切にする生徒指導の充実。

本町の未来を担う子供たちにとって、心身ともに健やかで豊かな生活を送り、望ましい生活習慣や社会性を身につけることが必要です。

また、児童生徒が、主体的・対話的で深い学びを通じて、共に支え合う思いやりの心や倫理観と規範意識を持ち、自分の生き方を考える力を育成することが重要です。

生徒指導につきましては、児童生徒との信頼関係が最も大切であり、心が通い合う人間関係を構築し、児童生徒が自信や誇りを持ち、自ら考え行動する力の育成に努めます。

不登校の問題につきましては、引き続き、スクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実に努めるとともに、関係機関と連携した支援に努め、早期にその実態や要因を的確に捉え、児童生徒の抱える問題の解決に努めます。

また、不登校児童生徒の教育に対応するため、引き続き、適応指導教室を開設し、児童生徒の学校復帰に向けた支援を行います。

いじめの問題につきましては、余市町子どものいじめ防止条例に基づき、子供たちが安心して生活し、学ぶことができる温かい学校づくりに取り組めます。

また、いじめを絶対に許さない環境づくりを学校運営の根幹に位置づけ、「いじめの実態調査アンケート」等の結果を活用するとともに、保護者との連携強化を図り、いじめの早期発見と早期解決に努めます。

体罰の問題につきましては、児童生徒への教職員による体罰や体罰と感じさせるような不適切な指導が行われないよう教職員の意識改革に努めます。

3. 生命を尊ぶ心を大切にする健康・安全教育と教育環境の整備充実。

子供たちが心身ともに健やかに成長し、命の尊さを自覚しながら思いやりの心を培い、健康で安全な生活を送るための資質を育むことが大切です。

非行防止や犯罪被害に遭わないため、学校における「危険回避に関する教育など防犯教室の開催や防犯訓練の実施」、「性や薬物乱用防止に関する指導」、「SNS等の利用に関する指導」の充実に努めるとともに、保護者や地域住民への情報提供や啓発活動を行い、学校と家庭・地域の連携強化を図ります。

交通安全につきましては、関係機関と緊密な連携を図るとともに、安全マップを活用した意識啓発や交通ルール等の指導を徹底し、児童生徒の安全確保に努めます。

学校施設につきましては、児童生徒が安全・安心に学ぶことができる教育環境の充実に努めるとともに、引き続き、適切な維持管理に努めます。

学校保健につきましては、感染症防止対策の取組と児童生徒の意識向上を図ります。

また、健康診断や児童の歯の健康づくりのためのフッ化物洗口を引き続き実施します。

学校給食につきましては、学校給食調理場の衛生管理を徹底し、安全・安心な給食の提供に努めます。

また、学校給食に生きた教材として地場産品を活用し、子供たちが食の重要性に関する理解を深め、食育を通じた望ましい食習慣を養うための指導に努めます。

学校図書館につきましては、図書の充実と併せ、ボランティアによる読み聞かせの支援と余市町図書館との連携により、学校の要望に沿った図書の貸出しや出前図書館の活用を図ります。

教材教具につきましては、教育課程において必要となる教材備品の計画的な整備に努めます。

教育支援の一環として、教育に係る経済的支援を継続し、均等な教育機会の確保に努めます。

4. 地域貢献に向けた学習機会の提供。

生涯学習社会の実現には、感染症防止対策に取り組みながら、町民が多様な学習で得た成果を地域活動や社会貢献に活用し、生きがいを持って明るく豊かな生活を送ることが重要です。

成人教育につきましては、まちづくりは人づくりの視点から、地域貢献・社会参加を促す機会と学習機会の提供に努めます。

高齢者教育につきましては、健康で生きがいのある生活を実現するため、学習機会の充実を図るとともに、豊富な経験を生かせる環境づくりと地域交流に努めます。

5. 青少年の健全な育成に向けた環境づくり。

青少年の健全な心身と豊かな人間性の育成のため、学校・家庭・地域社会が連携しながら、創造性や協調性などを育む良好な環境づくりが大切です。

障害のある子供たちには、小・中・高校生と関係団体による体験活動を通じて、交流機会の提供を図るとともに、地域ボランティアの育成に努めます。

放課後の多様な体験活動と学習機会の提供のた

め、子供たちに安全・安心な活動拠点を確保し、地域住民との連携強化に努めます。

家庭教育につきましては、ブックスタート事業や子育て体験事業を通して、家庭の教育力向上と子供との触れ合いの大切さを感じてもらうとともに、関係機関と連携して子育てに関する情報の提供に努めます。

6. 芸術文化活動の振興と文化財の保存と活用。

芸術文化活動の振興につきましては、芸術文化の鑑賞機会の提供と活動を奨励し、裾野を広げていくことが重要です。

中央公民館につきましては、文化の高揚のため、社会教育関係団体と連携し、発表・鑑賞・創作機会の充実を図り、効果的な運営に努めます。

図書館につきましては、「第2次余市町子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校図書館や関係施設、ボランティアとの連携を図るとともに、移動図書の有効活用に努めます。

また、電子図書館の導入により利用者サービスの拡充と普及促進を図り、地域の情報拠点として魅力ある図書整備の継続に努めます。

歴史や伝統文化につきましては、貴重な文化財を広く広報し、郷土の歴史に関する資料収集と文化財施設の適切な保存と管理を行うとともに、埋蔵文化財や町内文化財資料の有効活用に努めます。

7. 体力向上と健康増進のためのスポーツ活動の振興。

健康で充実した生活を送るためには、体力向上と健康増進を図ることができるよう世代に応じた環境づくりが大切です。

スポーツ少年団と体育連盟等の関係団体が連携し、スポーツを通じた世代間交流に取り組むとともに、子供たちの体力の保持増進に努めます。

豊かな老後を築くため、関係団体や指定管理者と連携し、スポーツ活動の機会提供と健康増進の奨励を図り、スポーツの振興に努めます。

IV、結び。

以上、令和3年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

余市町教育委員会としては、学校・家庭・地域・関係機関と連携を図りながら、本町の未来を担う子供たちの健やかな成長を願い、確かな学びや豊かな心を養成し、町民一人一人が生きがいを感じながら学び続け、心豊かな人生を送ることができる生涯学習の町を目指し、教育行政の発展に全力で取り組みます。

議会議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 教育長の教育行政執行方針の説明が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第1、議案第1号 令和3年度余市町一般会計予算、日程第2、議案第2号 令和3年度余市町介護保険特別会計予算、日程第3、議案第3号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計予算、日程第4、議案第4号 令和3年度余市町後期高齢者医療特別会計予算、日程第5、議案第5号 令和3年度余市町公共下水道特別会計予算、日程第6、議案第6号 令和3年度余市町水道事業会計予算の以上6件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第1ないし日程第6を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長（須貝達哉君） ただいま一括上程されました令和3年度余市町各会計予算につきまして、初めに議案第1号 令和3年度余市町一般会計予算につきましてご説明を申し上げます。

最初に、議案を朗読させていただきます。

議案第1号 令和3年度余市町一般会計予算。

令和3年度余市町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ88億5,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月4日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

初めに、予算編成の指針となります令和3年度

における国の地方財政計画の概要につきましてご説明を申し上げます。通常収支分につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅に減少となる地方財政の現状等を踏まえ、地域社会のデジタル化や防災、減災、国土強靱化、地方創生の推進など重要課題の対策等に対応するために必要な経費を計上するとともに、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ新経済・財政再生計画における改革工程表の改定を行いながら国の取組と基調を合わせ徹底した歳出改革を行うこととし、地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額について令和2年度地方財政計画の水準を上回る額が確保されたところでございます。また、東日本大震災分につきましては、復旧復興事業及び全国防災事業について通常収支分とはそれぞれ別枠で事業費及び財源を確保することとしたところでございます。地方交付税につきましては、地域デジタル社会推進費の創設や防災、減災、国土強靱化の推進に伴い、一般財源総額が伸びる中、総額で前年比5.1%、8,503億円増の17兆4,385億円となったところでございます。実際の収支見込みにおいては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により原資となる国税収入の減額が見込まれることから、地方交付税の法定率分が減少となり、地方全体の財源不足額は前年度より5兆5,938億円拡大し、10兆1,222億円と相なったものでございます。なお、不足する財源につきましては、これまでと同様に建設地方債の増発等によって補填措置を講じ、なお財源不足が生じる場合には国と地方が折半で対応することとしており、国負担分については地方交付税の臨時財政対策特例加算として、地方負担分についてはこれまでと同様に臨時財政対策債の発行により賄うこととされたものでございます。また、臨時財政対策債の発行額は前年比74.5%、2兆3,399億円増の5兆4,796億円となったところでございます。

次に、本町の令和3年度の予算編成結果及びその概要につきましてご説明を申し上げます。令和3年度の余市町一般会計の予算規模は88億5,000万円であり、令和2年度と比較いたしまして1億9,000万円、率にして2.2%の増となっておりますが、その要因といたしましてはふるさと納税取扱業務委託料や新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料、さらには障害福祉サービス費等給付費、教育・保育給付費負担金等扶助費の増額によるものでございます。

なお、令和3年度の予算要求段階では大幅な財源不足となりましたが、予算編成の過程において国の地方財政対策が示されたことや基金の繰入れなど歳入の見直し、また歳出の削減に努め、収支均衡となる予算編成となったものでございます。

次に、予算案の主な内容についてご説明申し上げます。参考資料によりご説明を申し上げたいと存じますので、参考資料の3ページ、令和3年度歳入歳出款別予算額調べをお開きいただきたいと存じます。

最初に、歳入についてご説明申し上げますので、3ページ左側の歳入欄をご覧くださいと存じます。予算書では11ページとなります。事項別明細書の歳入をご覧ください。1款町税の予算額は16億7,995万8,000円であり、前年度比7,126万3,000円、4.1%の減となっております。主な要因といたしましては、個人住民税、法人住民税、固定資産税等の課税標準の減によるものでございます。

2款地方譲与税の予算額は8,380万円で、前年度比600万円、6.7%の減で、地方揮発油譲与税の減額を見込んだものでございます。

3款利子割交付金の予算額は300万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

4款配当割交付金の予算額は300万円で、これも前年度と同額を見込んだものでございます。

5款株式等譲渡所得割交付金の予算額は300万

円で、これにつきましても前年度と同額を見込んだものでございます。

6款法人事業税交付金の予算額は700万円で、前年度比300万円、30.0%の減を見込んだものでございます。

7款地方消費税交付金の予算額は4億5,000万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

8款ゴルフ場利用税交付金の予算額は80万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

9款環境性能割交付金の予算額は800万円で、前年度比1,200万円、60%の減を見込んだものでございます。

10款地方特例交付金の予算額は1,100万円で、前年度比600万円、120%の増を見込んだものでございます。

11款地方交付税の予算額は35億6,964万9,000円であり、前年度比3,348万円、0.9%の減でございます。令和2年度の普通交付税の確定額を参考に、令和3年度の地方財政計画の算定を見込んで推計をしたものでございます。

12款交通安全対策特別交付金の予算額は350万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

13款分担金及び負担金の予算額は5,887万7,000円で、前年度比228万8,000円、4%の増でございます。

14款使用料及び手数料の予算額は1億6,852万2,000円で、前年度比1万4,000円の減でございます。

15款国庫支出金の予算額は11億4,114万5,000円で、前年度比6,332万7,000円、5.9%の増でございます。主な要因といたしましては、障害者自立支援給付費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金等の増によるものでございます。

16款道支出金の予算額は6億7,373万3,000円、前年度比4,196万円、6.6%の増でございます。主な要因といたしましては、障害者自立支援給付費

負担金、子どものための教育・保育給付費負担金、衆議院議員選挙費委託金等の増によるものでございます。

17款財産収入の予算額は331万4,000円で、前年度比21万円、6.8%の増でございます。

18款寄附金の予算額は1万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

19款繰入金の予算額は3億2,528万1,000円で、前年度比1億5,205万2,000円、87.8%の増でございます。主な要因といたしましては、財政調整基金繰入金、余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金の増によるものでございます。

20款繰越金の予算額は100万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

21款諸収入の予算額は1億7,069万4,000円で、前年度比42万円、0.2%の減でございます。

22款町債の予算額につきましては4億8,471万7,000円で、前年度比5,034万円、11.6%の増でございます。そのうち普通交付税の振替分としての臨時財政対策債が前年度と比較して1億614万円増の3億471万7,000円となつてございます。主な増額要因といたしましては、臨時財政対策債、国営土地改良施設法面復旧事業債、緊急自然災害防止対策事業債などの増によるものでございます。

以上が歳入予算の款別の主な状況でございます。

次に、歳出について各款ごとにご説明申し上げますので、同じページの右側をご覧くださいと存じます。予算書では12ページの歳出をご覧くださいと存じます。

1款議会費の予算額は1億3,286万1,000円で、前年度と比較いたしまして416万3,000円、3%の減でございます。

2款総務費の予算額は10億5,522万9,000円で、前年度と比較して7,853万3,000円、8%の増でございます。主な要因といたしましては、ふるさと納税取扱業務委託料、地域産業マリアージュ推進

事業費、衆議院議員選挙費などの増によるものでございます。

3款民生費の予算額は23億341万8,000円で、前年度と比較いたしまして1億3,820万円、6.4%の増となっております。主な要因といたしましては、障害福祉サービス費等給付費、教育・保育給付費負担金などの増によるものでございます。

4款衛生費の予算額は16億3,504万4,000円で、前年度と比較いたしまして2,879万7,000円、1.8%の増となっております。主な要因といたしましては、療養給付費負担金、バックホウ購入などが減となりましたが、予防接種の委託料、梅川霊園地すべり対策工事などの増により全体として増額となったものでございます。

5款労働費の予算額は3,715万3,000円で、前年度と比較して437万9,000円、13.4%の増でございます。

6款農林水産業費の予算額は2億4,865万9,000円で、前年度と比較して1,073万4,000円、4.1%の減でございます。主な要因といたしましては、農業次世代人材投資資金交付金、道営水利施設整備事業負担金などの減によるものでございます。

7款商工費の予算額は2億1,056万5,000円で、前年度と比較いたしまして1,114万5,000円、5%の減でございます。主な要因といたしましては、観光魅力発信事業委託料、冬の観光推進事業補助金など、これらの減によるものでございます。

8款土木費の予算額は12億5,286万6,000円で、前年度と比較いたしまして1,731万9,000円、1.4%の増でございます。主な要因といたしましては、橋りょう補修整備事業、山田団地浄化槽整備事業が減となりましたが、冬期除排雪委託料、公共下水道特別会計繰出金などの増により全体としては増額となっております。

9款消防費の予算額は5億231万円で、前年度と比較して1,423万円、2.8%の減となっております。

す。

10款教育費の予算額は7億6,230万3,000円で、前年度と比較して3,791万2,000円、4.7%の減となっております。主な要因といたしましては、水産博物館改修整備事業が増となりましたが、各小中学校改修整備事業や埋蔵文化財発掘調査事業などの減により全体として減額となっております。

11款公債費の予算額は7億459万2,000円で、前年度と比較して95万6,000円、0.1%の増となっております。主な要因といたしましては、長期債償還元金の増によるものでございます。

12款予備費の予算額は500万円で、前年度と同額の計上となっております。

以上が歳出の款別の主な状況でございます。

次に、予算参考資料の中の経常収支に関する調べについてご説明を申し上げたいと存じます。参考資料の4ページ、5ページをお開きいただきたいと存じます。令和3年度の歳入における経常一般財源、4ページの表の右から2列目、E-F欄の下段、歳入合計a欄につきましては54億7,028万6,000円、前年度と比較して額で1億1,576万7,000円、率で2.1%の減となっており、町税、地方交付税の減額が要因となっております。一方、下のページの表の歳出における経常一般財源、5ページの表の右から2列目、下から5行目になるかと思いますが、54億2,068万4,000円であり、前年度と比較して額で2,287万8,000円の減となっております。主な要因につきましては、維持補修費、扶助費、繰出金が増額となっているものの、人件費、物件費、補助費等が減額となったことによるものでございます。

これにより本来普通交付税として経常一般財源となるべき臨時財政対策債3億471万7,000円を経常一般財源に加えた経常収支比率は、表の下、欄外に記載をしておりますが、93.9%となり、前年度と比較して0.2ポイント改善したものの、本町の

経常収支比率は依然高比率で推移をしており、財政の硬直化も継続している状況でございます。今日の経済情勢等を踏まえますと、歳入において普通交付税等経常一般財源の増加を見込むことは難しい状況でございますが、今後も自主財源である町税の確保に最大限の努力を払い、財政健全化に取り組んでまいります。

次に、第2表、債務負担行為についてご説明を申し上げます。予算書の6ページをお開きいただきたく存じます。本年度設定する債務負担行為は2点でございます。1点目は、令和3年度合併処理浄化槽水洗便所改造等資金利子補給金でありまして、期間が令和3年度から令和8年度まで、限度額を貸付額に対する利子相当額とするものであります。2点目が令和3年度金融機関が貸付ける合併処理浄化槽水洗便所改造等資金に係る損失補償でございます。期間が令和3年度から令和8年度まで、限度額を貸付額に延滞金を加算した額の範囲内とするものでございます。

次に、第3表、地方債についてご説明を申し上げます。予算書の7ページをご覧くださいと存じます。本年度の地方債につきましては14件で、限度額の合計は4億8,471万7,000円となっております。国営土地改良施設法面復旧事業債510万円、道路ストック整備事業債430万円、各団地環境整備事業債210万円、各公園環境整備事業債1,510万円、潮見会館解体事業債280万円、教職員住宅解体事業債430万円、梅川収蔵庫解体事業債360万円、河川護岸補修事業債440万円、過疎対策事業債で農業競争力基盤強化特別対策事業債510万円、水産物供給基盤機能保全事業債730万円、橋りょう補修整備事業債3,140万円、除雪トラック購入事業債1,850万円、過疎地域自立促進特別事業債7,600万円、国の地方財政への対応による本来の普通交付税措置に代えて財源不足に充てるための臨時財政対策債が3億471万7,000円でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、前年と同様と設定をいたしております。

以上、議案第1号 令和3年度余市町一般会計予算につきましてその概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中井寿夫君） ただいま一括議題の議案6件の提案説明中ではありますが、昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一括議題となっております議案第2号ないし議案第6号について提案理由の説明を求めます。

○民生部長（上村友成君） 続きまして、一括上程されました議案第2号 令和3年度余市町介護保険特別会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

介護保険制度につきましては、創設時からの各種介護サービスが町民に着実に浸透いたしており、さらには高齢化の進展等により今後も介護サービスに対する需要は高く推移する傾向を示しております。

令和3年度余市町介護保険特別会計の予算編成に当たりましては、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期介護保険事業計画に基づき、居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービス等の保険給付サービスの必要量、さらには地域支援事業において実施する介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業等の事業量を推計することにより安定した介護保険事業運営を図るとともに、被保険者が必要とする介護サービスを確保することができるよう予算計上いたしましたところであり、この結果当会計の予算総額は

前年度対比4,898万6,000円減の24億5,112万9,000円となったところでございます。本年度におきましても地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の深化、推進を念頭に、高齢者の方々が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう十分な介護サービスの確保、さらには医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活のために必要な支援を講ずるとともに、保険給付費の動向を十分に見極め、保険料をはじめとする必要な財源の安定確保を図りながら、介護保険特別会計の円滑な運営に努力いたしてまいりたいと存じます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和3年度余市町介護保険特別会計予算。

令和3年度余市町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億5,112万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

令和3年3月4日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

初めに、予算の総括についてご説明いたしますので、予算書の5ページ、歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

令和3年度当初予算額は、歳入歳出合計それぞれ24億5,112万9,000円で、前年度と比較して4,898万6,000円の減となっております。この内容につきましては、款別の各項、各目別にご説明いたしますので、予算書は次の6ページをお開き願います。併せまして予算参考資料の2ページ、2、

歳入歳出予算総括表についてもご覧いただきたいと存じます。

まず、歳入についてご説明いたします。1款保険料、1項介護保険料、本年度予算額は4億2,022万6,000円で、前年度と比較し24万円の増となっております。

次に、2款使用料及び手数料、本年度予算額は2万円で、前年度と同額の計上でございます。

次に、3款国庫支出金、本年度予算額は6億3,060万円で、前年度と比較し993万2,000円の減となっております。

内訳として、1項国庫負担金、本年度予算額は4億788万8,000円で、前年度と比較し520万4,000円の減となっております。

予算書は、次の7ページをご覧ください。2項国庫補助金、本年度予算額は2億2,271万2,000円で、前年度と比較し472万8,000円の減でございます。内容といたしましては、介護給付費に関わる調整交付金や介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、包括的支援事業、任意事業等の地域支援事業費に係る交付金を計上いたしましたものでございます。

次に、4款支払基金交付金、本年度予算額は6億4,095万4,000円で、前年度と比較し1,206万4,000円の減となっております。内容といたしましては、介護給付費及び地域支援事業費に係る交付金を計上いたしましたものでございます。

5款道支出金、本年度予算額は3億5,175万1,000円で、前年度と比較し835万6,000円の減でございます。

内訳として、1項道負担金、本年度予算額は3億3,126万6,000円で、前年度と比較し756万6,000円の減でございます。

予算書は、次の8ページをお開き願います。2項道補助金、本年度予算額は2,038万5,000円で、前年度と比較し79万円の減でございます。

3項道委託金、本年度予算額は10万円で、前年

度と同額の計上でございます。

6 款財産収入、本年度予算額は1,000円で、前年度と同額の計上でございます。

予算書は、次の9ページをご覧ください。7 款繰入金、本年度予算額は4億751万7,000円で、前年度と比較し1,887万4,000円の減でございます。

内訳として、1 項一般会計繰入金、本年度予算額は3億8,191万7,000円で、前年度と比較し977万4,000円の減でございます。

2 項介護給付費準備基金繰入金、本年度予算額は2,560万円で、前年度と比較し910万円の減でございます。

8 款繰越金、本年度予算額は1万円で、前年度と同額の計上でございます。

予算書は、次の10ページをお開き願います。9 款諸収入、本年度予算額は5万円で、前年度と同額の計上でございます。

内訳として、1 項延滞金・加算金及び過料、本年度予算額は1万円で、前年度と同額の計上でございます。

2 項預金利子、本年度予算額は1万円で、前年度と同額の計上でございます。

3 項雑入、本年度予算額は3万円で、前年度と同額の計上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。予算書は、次の11ページをご覧ください。1 款総務費、本年度予算額は3,200万1,000円で、前年度と比較し369万7,000円の減でございます。

この内訳として、1 項総務管理費は、一般事務経費分の計上でございます。

2 項徴収費は、保険料の賦課徴収に伴う経費の計上でございます。

予算書は、次の12ページをお開き願います。3 項介護認定審査会費は、要介護認定審査及び認定調査に関わる諸経費の計上でございます。

予算書は、次の13ページをご覧ください。2 款保険給付費、本年度予算額は22億7,681万6,000円

で、前年度と比較し3,929万5,000円の減でございます。

この内訳として、1 項介護サービス等諸費は、居宅介護サービス、施設介護サービス、地域密着型介護サービス等給付費の計上でございます。

2 項は、介護予防サービス等給付費の計上でございます。

3 項は、その他諸費として介護給付費に係る審査支払手数料の計上でございます。

予算書は、次の14ページをお開き願います。4 項高額介護サービス等費は、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の計上でございます。

5 項高額医療合算介護サービス等費は、高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の計上でございます。

6 項市町村特別給付費は、居宅介護及び介護予防に係る福祉用具貸与費並びに住宅改修費の計上でございます。

予算書は、次の15ページをご覧ください。7 項特定入所者介護サービス等費は、施設入所者等に係る居住費、食費の補足給付費の計上でございます。

次に、3 款地域支援事業費、本年度予算額は1億4,081万1,000円で、前年度と比較し599万4,000円の減でございます。

この内訳として、1 項介護予防・生活支援サービス事業費並びに2 項一般介護予防事業費につきましては、被保険者が要支援状態、要介護状態となることの予防を目的に介護予防・日常生活支援総合事業として実施する各種事業に係る事業費の計上でございます。

予算書は、次の16ページをお開き願います。3 項包括的支援事業・任意事業費は、被保険者が要支援状態、要介護状態となった場合においても可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援を講ずるためのサービス

の実施に係る事業費の計上でございます。

予算書は、次の17ページをご覧願います。4項は、その他諸費として介護予防・生活支援サービス事業に係る審査支払手数料の計上でございます。

4款諸支出金、本年度予算額は30万円で、前年度と同額の計上でございます。

5款基金積立金、本年度予算額は1,000円で、前年度と同額の計上でございます。

予算書は、次の18ページをお開き願います。6款公債費、本年度予算額は20万円で、前年度と同額の計上でございます。

7款予備費、本年度予算額は100万円で、前年度と同額の計上でございます。

以上、議案第2号 令和3年度余市町介護保険特別会計予算の概要についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算参考資料にはただいまご説明いたしました歳入歳出予算総括表のほか、科目別予算額伸長状況及び介護保険料賦課状況並びに保険給付費算出表等を記載しておりますので、後ほどご高覧を賜りたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 近藤議員に申し上げます。

マスクは正確に着用するようにお願いいたします。

○民生部長（上村友成君） 続きまして、一括上程されました議案第3号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

令和3年度余市町国民健康保険特別会計につきましては、総体で前年度と比較し600万円を減額した予算計上をいたしたところでございます。平成30年度から始まりました新たな国民健康保険制度においては、都道府県が市町村とともに国保の運営を担い、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など中心的な役割を担うこととなり、本町にお

きましても道と一体となって事務の広域化や効率化を図りながら、適正な財源確保と単年度収支均衡を念頭に置き、健全な財政運営に努める所存でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計予算。

令和3年度余市町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億7,300万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

令和3年3月4日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

初めに、予算の総体についてご説明申し上げますので、予算書の5ページ及び6ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧願います。

以下、各款別に主な項、目の内容について歳入からご説明申し上げます。予算書の7ページと併せて参考資料の2ページの2、歳入歳出予算総括表の上段をご覧願います。

1款国民健康保険税の予算額は4億4,252万9,000円で、前年度と比較して1,099万3,000円の減となっております。

次に、予算書の8ページをお開き願います。2款一部負担金の予算額は2,000円で、前年度と同額を計上しております。

3款使用料及び手数料の予算額は40万円で、前年度と同額を計上しております。

4款道支出金の予算額は21億3,435万5,000円で、前年度と比較して1,501万3,000円の増となっ

ております。

5款繰入金の予算額は1億9,521万9,000円で、前年度と比較して1,002万円の減となっており、財政安定化支援分、出産育児一時金、事務費のほか、保険基盤安定繰入金、低所得者の保険税軽減分に対しての一般会計からの繰入金でございます。

予算書の9ページをご覧ください。6款諸収入の予算額は49万5,000円で、前年度と同額を計上しております。

次に、歳出をご説明申し上げますので、予算書は10ページから11ページ、参考資料は同じ2ページの下段をご覧ください。1款総務費の予算額は2,874万5,000円で、前年度と比較して1,516万8,000円の減でございます。

予算書の12ページをお開き願います。2款保険給付費の予算額は20億8,264万5,000円で、前年度と比較して888万3,000円の増でございます。

3款国民健康保険事業費納付金の予算額は6億3,602万1,000円で、前年度と比較して365万5,000円の減でございます。

4款共同事業拠出金の予算額は1,000円で、前年度と同額を計上しております。

予算書の13ページをご覧ください。5款財政安定化基金拠出金につきましては1,000円で、前年度と比較して1,000円の減でございます。

6款保健事業費の予算額は2,108万7,000円で、前年度と比較して344万1,000円の増でございます。

予算書の14ページをお開き願います。7款公債費の予算額は100万円で、前年度と同額を計上しております。

8款諸支出金の予算額は250万円で、前年度と比較して50万円の増となっております。

9款予備費の予算額は100万円で、前年度と同額を計上しております。

以上、議案第3号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計予算の概要をご説明申し上げます

ので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料にはただいまご説明いたしました歳入歳出予算総括表のほか、保険税課税状況並びに各予算の算出基礎等を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、一括上程されました議案第4号 令和3年度余市町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

令和3年度余市町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、総体で前年度比1,250万1,000円を増額した予算を計上いたしましたところでございます。平成20年度より75歳以上の高齢者の方々を対象に新たな医療保険制度として都道府県単位の広域連合組織により運営され、構成町村として義務づけされております保険料の徴収等、必要な予算計上を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 令和3年度余市町後期高齢者医療特別会計予算。

令和3年度余市町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,990万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年3月4日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

初めに、予算の総体についてご説明申し上げますので、予算書の5ページ及び6ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

令和3年度の当初予算額は、歳入歳出それぞれ3億3,990万円で、前年度当初予算と比較して1,250万1,000円の増となっております。

以下、各款別に主な項、目の内容について歳入からご説明申し上げます。予算書の7ページから、

併せて参考資料は1ページの1、歳入歳出予算総括表をご覧願います。

1 款後期高齢者医療保険料の予算額は2億3,662万5,000円で、前年度と比較して1,285万4,000円の増となっております。

2 款使用料及び手数料の予算額は2万1,000円で、前年度と同額の計上でございます。

3 款繰入金の予算額は1億264万3,000円で、前年度と比較して35万3,000円の減でございます。内容につきましては、本特別会計で使用する一般管理費等事務費に関わる繰入れと広域連合が担う医療費等給付事務費に関わる繰入れ、さらに低所得者等に対する保険料軽減分の道負担分4分の3と町負担分4分の1を合わせて保険基盤安定繰入金として計上しております。

予算書の8ページをお開き願います。4 款繰越金の予算額は1,000円で、前年度と同額を計上しております。

予算書の8ページから9ページをご願います。5 款諸収入の予算額は61万円で、前年度と同額を計上しております。

次に、歳出をご説明申し上げます。予算書の10ページ、参考資料は同じ1ページ下段をご願います。1 款総務費の予算額は300万3,000円で、前年度と比較して79万5,000円の減でございます。

1 項総務管理費の予算額は90万2,000円で、前年度と比較して20万円の増でございます。

2 項徴収費の予算額は210万1,000円で、前年度と比較して99万5,000円の減でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金の予算額は3億3,628万7,000円で、前年度と比較して1,329万6,000円の増となっております。内容につきましては、広域連合が担う医療費等給付事務費に関わる負担金、保険料と保険料軽減分の保険基盤安定繰入金とを合算し、保険料等負担金として計上したものでございます。

予算書の11ページをご願います。3 款諸支出

金の予算額は60万円で、前年度と同額を計上しております。

4 款予備費の予算額は1万円で、前年度と同額を計上しております。

以上、議案第4号 令和3年度余市町後期高齢者医療特別会計予算の概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算参考資料にはただいまご説明いたしました歳入歳出予算総括表のほか、保険料賦課状況、被保険者の状況、医療費等の自己負担について記載しておりますので、後ほどご高覧いただきたいと存じます。

○建設水道部長(千葉雅樹君) 引き続きまして、一括上程されました議案第5号 令和3年度余市町公共下水道特別会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

最初に、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 令和3年度余市町公共下水道特別会計予算。

令和3年度余市町の公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億2,421万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

令和3年3月4日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

本年度の予算の概要につきましては、主な事業といたしまして処理場整備事業といたしまして下水道処理場の汚水ポンプの更新工事を行い、管渠整備事業につきましては汚水管102メートルの整備を実施し、沢町中継ポンプ場計測設備更新工事と浜中中継ポンプ場の監視制御盤設備の更新工事を実施するものでございます。また、公共下水道の事業計画について見直しを行うとともに、下水道広域化推進総合事業として余市下水処理場におけるし尿等受入れ施設の整備を進めるものであります。施設の維持管理につきましては、効率的な運営が図られるよう予算措置を行ったところでございます。さらに、余市町公共下水道事業の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上並びに透明性の確保のための取組といたしまして、地方公営企業法の適用に向けた準備を進めるものであります。

この結果、本年度の予算総額は11億2,421万円となり、前年度当初の予算額と比較いたしまして5,034万円の増、率にして4.7%の増になった次第でございます。

初めに、予算総体をご説明申し上げますので、予算書の7ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお開き願います。併せまして参考資料の1ページ、歳入歳出予算総括表をご覧ください。

歳入につきましてご説明申し上げます。1款分担金及び負担金、本年度予算額83万1,000円で、前年度と比較して71万1,000円、46.1%の減となっております。

2款使用料及び手数料、本年度予算額2億6,291万4,000円で、前年度と比較して16万4,000円、0.1%の減となっております。

3款国庫支出金、本年度予算額6,840万円で、前年度と比較して890万円、15%の増となっております。

4款財産収入、本年度予算額1万3,000円は、前年同額でございます。

5款繰入金、本年度予算額4億5,234万円で、前年度と比較して1,031万5,000円、2.3%の増となっております。

6款繰越金、本年度予算額1万円は、前年度同額でございます。

7款諸収入、本年度予算額2,000円は、前年度同額でございます。

8款町債、本年度予算額3億3,970万円で、前年度と比較して3,200万円、10.4%の増となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。予算書の8ページをお開き願います。1款総務費、本年度予算額8,597万3,000円で、前年度と比較して2,035万2,000円、31%の増となっております。

2款事業費、本年度予算額3億3,560万3,000円で、前年度と比較して1,860万3,000円、5.9%の増となっております。

3款公債費、本年度予算額7億257万4,000円で、前年度と比較して1,138万5,000円、1.6%の増となっております。

4款予備費、本年度予算額6万円は、前年度同額でございます。

次に、主な款項の内容について歳入からご説明いたします。予算書9ページでございます。1款分担金及び負担金、1項負担金83万1,000円につきましては、令和2年度までに供用開始した区域と令和3年度供用開始予定区域に係る受益者負担金の見込額の計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料のうち1目下水道使用料2億6,281万円につきましては、前年度の収入見込みと本年度水洗化戸数を勘案し、下水道使用料を計上したものでございます。

10ページをお開き願います。3款国庫支出金、1項国庫補助金6,840万円につきましては、管渠整備事業、下水道処理場整備事業並びにし尿等受入施設整備事業に関わる国庫補助金の計上でございます。

4款財産収入、1項財産運用収入3,000円につきましては、基金より生じる利子の見込額の計上でございます。

11ページでございます。5款繰入金、1項一般会計繰入金3億8,722万5,000円につきましては、一般会計からの繰入金計上でございます。

5款繰入金、2項公共下水道事業基金繰入金6,511万5,000円につきましては、公共下水道基金からの繰入金の計上でございます。

12ページをお開き願います。中段でございます。8款町債、1項町債3億3,970万円につきましては、一般起債のほかの計上でございます。

歳出につきましてご説明申し上げます。次のページ、13ページでございます。1款総務費、1項総務管理費のうち1目一般管理費8,353万3,000円につきましては、人件費のほか下水道使用料収納事務委託料、公営企業法適用支援業務委託料、消費税等の計上でございます。

14ページをお開き願います。中段でございます。2目財産管理費244万円につきましては、保険料、下水道台帳作成委託料等の計上でございます。

2款事業費、1項公共下水道事業費のうち1目建設事業費1億6,256万6,000円につきましては、事業に要する人件費のほか、事業計画変更委託料、工事に係る実施設計委託料、管渠建設費、処理場設備更新工事費の計上でございます。

15ページ下段でございます。2目施設管理費1億4,623万7,000円につきましては、下水処理場及び中継ポンプ場等の施設維持管理費の計上でございます。

16ページをお開き願います。下段でございます。3目広域化共同化事業費2,680万円につきまして

は、令和2年度を初年度として着手した広域化共同化事業に関わるし尿等受入施設の実施設計委託料の計上でございます。

17ページでございます。3款公債費、1項公債費、1目元金6億834万2,000円、2目利子9,423万2,000円につきましては、借入れ本数118本、未償還額71億4,334万5,000円に係る元利償還金と一時借入金利子の計上でございます。

次に、表、第2表、債務負担行為につきましてご説明を申し上げます。予算書3ページをお開き願います。第2表、債務負担行為につきましては、水洗便所等資金について、貸付け金融機関に対しての利子負担と債務不履行の際の損失補償を行っており、貸付けの返済期間に合わせて設定いたしております。公営企業法適用業務につきましては、公営企業法適用に関わる業務が令和3年度から令和5年度にまたがることから、設定いたしております。公共下水道処理整備事業につきましては、汚水ポンプの更新工事が令和3年度、令和4年度にまたがることから、設定してございます。

次に、下段の第3表、地方債につきましてご説明申し上げます。第3表、地方債、起債の目的、公共下水道事業債、限度額3億3,970万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては前年度と同様に設定いたしましたものでございます。

以上、議案第5号につきましてその提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、一括上程されました議案第6号 令和3年度余市町水道事業会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和3年度予算につきまして、収益的収入及び支出のうち、収入につきまして水道料金は前年度に比較し一般用は給水人口の減少に伴う調定減を見込み、工業用等につきましても調定減を見込んでおります。また、営業外収益につきましては超低金利による預金利息の減額計上、その他の目に

つきましては基準に基づき計上いたしております。支出につきましては、人件費について一般職の人事異動による減のほか、浄水場の夜間監視業務などの委託により総額としても前年度に比較して減額の計上となっております。収益的支出全体としては浄水場の夜間監視業務や休日の漏水対策に関わる委託料は減額計上いたしておりますが、浄水施設や排水施設の修繕減額計上、さらには令和2年度から着手し、無形固定資産に計上することとなる水道台帳の減価償却開始による無形固定資産減価償却費は増額となったものの、減価償却総額といたしましては減額となり、企業債利子につきましても減額の計上となっております。予算総額といたしましては前年度と比較し水道事業収益では702万9,000円の減額計上となったものの、水道事業費用も2,509万8,000円の減額計上となり、単年度収支としても令和2年度当初予算ベースで約3,100万円の純損失の決算見込みであったものに対し令和3年度予算では1,236万5,000円の純損失が見込まれるところでございます。

資本的収入及び支出につきましては、主な建設改良事業といたしまして、昨年に引き続き重要施設の管路耐震化、老朽配水管の更新事業、水道台帳システム整備など継続実施するほか、東部地区水道施設統合基本計画の策定、さらには更新期を迎える浄水場受電盤の更新設計業務の計測機器購入予算を計上いたしております。資本的収入につきましては、旧簡易水道に関わる企業債償還に関わる一般会計からの出資金、道補助金、工事負担金、さらには企業債を計上し、収支不足につきましては損益勘定留保金等で補填するものでございます。

本年度、中長期的な中期計画により水道ビジョンを見直す予定であり、令和3年度の予算執行に当たりましても水道の基本的責務でございます安全、安心、水の安定供給を図るため創意工夫を重ねながら最大限の企業努力を図ってまいりたいと

考えております。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 令和3年度余市町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和3年度余市町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数8,686戸。
- (2) 年間総配水量211万7,264立方メートル。
- (3) 1日平均配水量5,801立方メートル。
- (4) 主要な建設改良事業。

(ア) 配水管整備事業2億5,231万円につきましては、前年度に引き続き実施する重要給水施設配水管布設工事のほか、老朽配水管の布設替え、高規格道路に伴う水道管移設工事、橋梁架け替えに伴う配水管移設工事等でございます。

(イ) 量水器設置事業1,465万9,000円につきましては、計量法に基づく量水器の更新と新設用の量水器に要する費用でございます。

(ウ) 水道施設整備事業1,750万円につきましては、前年度より引き続き実施する水道施設台帳システムの整備と東部地区簡易水道施設統合基本計画策定に要する経費であります。

(エ) 浄水施設整備事業681万2,000円につきましては、浄水受電盤更新設計と備品購入費でございます。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益6億6,821万8,000円、第1項営業収益5億3,811万5,000円につきましては、給水収益5億1,912万9,000円、その他の営業収益1,898万6,000円でございます。

第2項営業外収益1億3,010万3,000円につきましては、受取利息1万円、一般会計からの補助金

5,747万3,000円、長期前受金戻入6,773万3,000円、引当金戻入478万7,000円、雑収益10万円でございます。

2ページをお開き願います。

支出でございます。支出、第1款水道事業費用6億5,966万円、第1項営業費用5億6,085万8,000円につきましては、原水及び浄水費1億2,675万4,000円、配水及び給水費6,027万8,000円、総係費6,089万8,000円、減価償却費3億1,290万3,000円、資産減耗費2万5,000円でございます。

第2項営業外費用9,770万2,000円につきましては、支払利息8,255万3,000円、消費税及び地方消費税1,514万9,000円でございます。

第3項特別損失100万円につきましては、過年度損益修正損でございます。

第4項予備費10万円でございます。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,961万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億2,835万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,092万5,000円及び当年度分損益勘定留保資金2,034万1,000円で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入3億6,768万5,000円、第1項出資金2,088万2,000円につきましては、旧簡易水道に関わる企業債の元利償還に対する一般会計からの出資金でございます。

第2項国道補助金4,910万3,000円につきましては、重要給水施設配水管布設工事に関わる道補助金でございます。

第3項工事負担金1,350万円につきましては、橋梁架け替え、高規格道路に関わる配水管移設に関わる負担金でございます。

第4項企業債2億8,420万円につきましては、水道事業債でございます。内訳につきましては、第5条でご説明申し上げます。

支出、第1款資本的支出6億3,730万2,000円、第1項建設改良費3億1,110万円につきましては、営業設備費1,465万9,000円、配水設備改良費2億7,212万9,000円、水道設備整備費1,750万円、原水設備改良費681万2,000円でございます。

第2項企業債償還金3億2,620万2,000円につきましては、財務省財政融資資金のほか、企業債元金償還額でございます。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業、限度額1億9,120万円、起債の目的、水道設備整備事業、限度額1,750万円、起債の目的、浄水施設整備事業、限度額550万円、起債の目的、資本費平準化債、限度額7,000万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法、償還期限、据置期間を含め40年以内とし借入先が定める償還方法による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。その他、起債の借入については、借入先の融資条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4億円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費1億948万8,000円。

(2) 交際費1万円。

(他会計からの補助金)

第8条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,747万3,000円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,000万円と定める。

令和3年3月4日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

以上、議案第6号 令和3年度余市町水道事業会計予算につきましてその概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

○議長(中井寿夫君) お諮りいたします。

会議規則第9条第2項の規定に基づき、9日は休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、9日は休会とすることに決しました。

○議長(中井寿夫君) お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、10日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 1時48分

上記会議録は、枝村書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 14番 大 物 翔

余市町議会議員 15番 中 谷 栄 利